

定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年10月31日（木）までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から概ね1ヵ月から1ヵ月半程度
支給口座	※空欄の場合は、下の欄で振込口座を選択してください。
支給額	

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計所得税額	控除不足額(①) (<0の場合は0)
	円	円	円
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分住民税所得割額	控除不足額(②) (<0の場合は0)
	円	円	円
調整給付金	所得税 控除不足額(①)	住民税所得割 控除不足額(②)	控除不足額 計(③)
	円	円	円
		調整給付金支給額	万円
		(上記③を1万円単位に切上げ)	

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返送がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄(□)にレを入れてください。【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。 ※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

(2) 給付金の振込先口座の変更等

記載された口座を既に解約しているなどでの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

上記口座に代えて(又は上記口座が空欄の場合)、

□ マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

(通帳等の写しは不要。ただし、マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。)

□ 下記の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 労働金庫 信用金庫 信用組合 農 協	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号	店番号	通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。	通帳番号(右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行	1	0	※	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。				

裏面も必ずご確認ください

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。
【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	性別 男・女	代理人生年月日	代理人住所	
	明治・大正・昭和・平成					
	年 月 日			電話 ()		
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の		確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		本人 氏名	署名

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金(調整給付金)支給確認書(本書)』
※必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
☐ 振込口座(表面)口座欄が空欄の場合などに記入
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※「(2)給付金の振込先口座の変更等」でチェックした場合のみ添付してください。
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
※表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人(代理人) 確認書類

貼付欄

○運転免許証 ○健康保険証 ○マイナンバーカード(表面) ○年金手帳 ○介護保険証
○パスポート等の写し(コピー) いずれか1つ
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

貼付欄

表面に記載の口座以外の口座で、「(2)給付金の振込先口座の変更等」に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。※表面上部に記載の口座への振込を希望される場合は不要
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

